

けいはんなオープンイノベーションセンター（KICK）
越境枝剪定等業務仕様書

1 件名

けいはんなオープンイノベーションセンター（KICK）越境枝剪定等業務

2 業務項目

下記項目を業務項目とする

(1) 剪定等（低木及び中高木越境枝剪定、草刈、落葉・落枝清掃等）

・別紙1の図面作業範囲の記載の越境枝剪定等の業務

(2) 発生材等処分

(1)により剪定した枝及び落葉・落枝ほか作業範囲敷地内を中心に、投棄されていた空缶・ビニール等のごみ類、工作物（支柱等）を収集し、場外処分を行うこと。（破損した工作物を特定する際には事前に委託者と調整を行うこと。）

3 履行場所

「けいはんなオープンイノベーションセンター（KICK）」
京都府木津川市木津川台九丁目6番
京都府相楽郡精華町精華台七丁目5番1号

4 作業範囲

別紙1の図面参照

5 作業の期間

受託者は令和6年7月8日から7月19日までの間に作業を行うこと

6 業務の実施体制等

- (1) 受託者は、委託業務開始前に、委託業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）の名簿（業務責任者、業務担当者の別、有資格者及び資格名が分かるもの）を提出すること。なお、業務従事者に変更があった場合も、速やかに変更後の名簿を提出すること。
- (2) 機械除草を行う業務従事者は、刈払機取扱作業安全衛生教育を修了した者であり、必要な知識及び技能を有する者であること。
- (3) 業務従事者は、作業に適した服装、履き物で作業を行うこと。
- (4) 業務従事者は、ネームプレート又は腕章の着用等業務従事者であることを明確に

し、作業を行うこと。

- (5) 委託業務の実施に当たっては、事前に公益財団法人京都産業21（以下、「財団」という。）と協議して、作業日時、作業方法（使用する資材、機材及び消耗品等）及び作業内容を決定すること。
- (6) 作業中は、周辺の住民、通行者等への安全に十分に配慮するとともに、駐車中の車や構築物等に損傷を与えないよう十分注意すること。
- (7) 受託者は、作業中に事故が発生したとき、その他異変を発見した場合は直ちに財団及び常駐する施設管理・警備担当者に連絡すること。
- (8) 委託業務の実施結果については、遅滞なく財団に書面（業務完了報告書）で報告すること。なお、業務完了報告書には、作業前後の写真を複数添付すること。

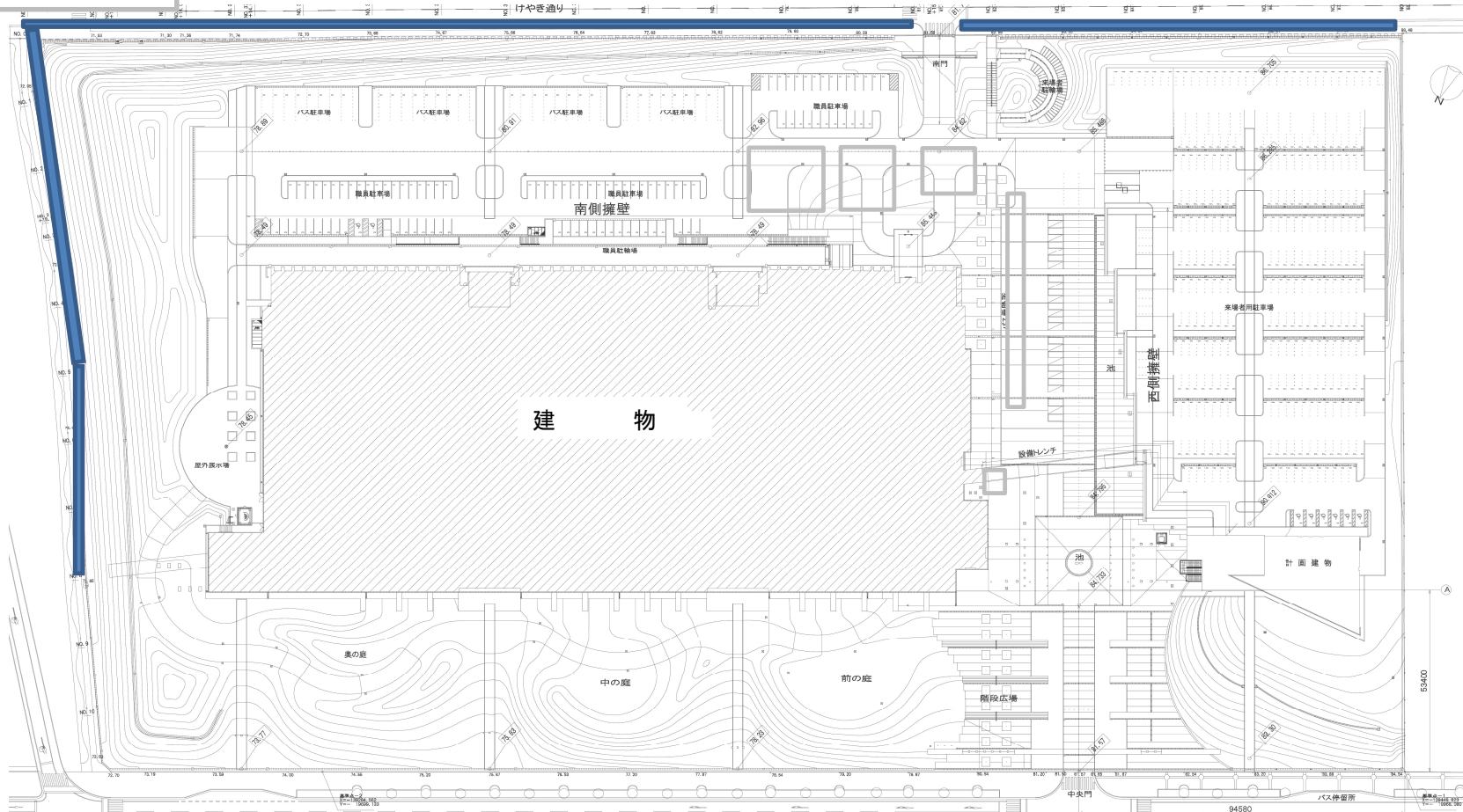
7 費用負担

作業に必要な資材、機材及び消耗品等については、受託者の負担とすること。なお、作業に必要な最低限の光熱水道等は、受託者において確保すること。

8 その他特記事項

- (1) 京都府の入札参加資格者名簿（造園）に登録されている事業者に限る。
- (2) 委託業務の実施に当たっては、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。とりわけ、公道に接した作業実施に必要な、道路使用許可等の諸手続を整えておくこと。
- (3) 常駐する施設管理・警備担当者が管理・警備上必要な指示を行った場合には、当該指示に従うこと。また、定められた場所以外には、施設管理・警備担当者の許可なく立ち入らないこと。
- (4) 本仕様書に定めがない事項は、財団と受託者とで協議の上決定するものとする。

別紙 1



剪定の範囲

南側公道(歩道)沿い緑地

- ・木津川台側の全ての越境枝は敷地境界を越えないよう剪定する。
- ・側溝より越境している鳶は除去する。
- ・表示板の周辺の剪定は表示板が外部から見える程度とする。
- ・落葉・落枝清掃等は歩道に面する敷地範囲を対象とする。

東側公道(歩道)沿い緑地

- ・東側の全ての越境枝は敷地境界を越えないよう剪定する。
- ・表示板の周辺の剪定は表示板が外部から見える程度とする。
- ・落葉・落枝清掃等は歩道に面する敷地範囲を対象とする。
- ・枯れ木は根元から伐採処理すること